

(介護予防) 訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う訪問看護の事業は、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次の掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治医及び居宅介護支援事業所、関係市町村、並びに地域の保健・医療・福祉の機関と密接な連携をし、訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう、適切に行う。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 五 特殊な看護などについては行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 三沢訪問看護ステーション
- 二 所在地 三沢市栄町三丁目125-1

(職員の職種、員数及び職務内容) ※2024年 6月 1日現在

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名
- 二 看護師 5名 (常勤5名うち管理者兼務1名)
- 三 作業療法士 2名(常勤2名)
- 四 理学療法士 2名(常勤2名)

看護職員・理学療法士・作業療法士は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 この事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。(祝祭日を除く)
又、12月31日から1月3日までは除く。ただし、訪問看護指示書、訪問看護計画書、緊急時等においてはこの限りではない。
- 二 営業時間 月～金 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。
ただし訪問看護指示書、訪問看護計画書、緊急時等においてこの限りではない。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、次の通り行う。

- 一 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- 二 清潔の保持、睡眠、食事・栄養及び排泄等療養生活の支援及び介護予防
- 三 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 人生の最終段階における看護
- 六 認知症・精神障害者の相談・助言
- 七 療養生活や介護方法の相談・助言
- 八 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- 九 その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- 十 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- 十一 居宅改善の相談・助言
- 十二 退院時の共同指導等

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 二 利用料・その他の費用は、重要事項説明書のとおりとする。
- 三 通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費は、以下の額を徴収する。
 - (1) 事業の実施地域を超えた地点から片道15キロメートル未満 600円
 - (2) 事業の実施地域を超えた地点から片道15キロメートル以上 1,000円
- 四 次の各号に掲げる利用料は、利用者が負担するものとする。
 - (1) 衛生材料費及び日常生活に必要な物品 実費
 - (2) 死後の処置料(衛生材料費を含む) 20,000円
- 五 前第3号及び4号の場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三沢市、おいらせ町、六戸町、東北町、他一部の区域とする。それ以外の地域への訪問も相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護職員等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。又、夜間及び営業日以外の緊急時に対応するため担当者を定め、携帯電話を利用し、24時間対応に当たる。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)、市町村に連絡する。

- 二 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 三 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

- 第11条 指定訪問看護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録し、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって迅速かつ適切に対応し苦情解決に努める事とする。
- 二 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 三 提供した指定訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 四 提供した指定訪問看護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業やその他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために次のとおり必要な措置を講じるものとする。
- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
 - (2)虐待防止のために指針を整備する。
 - (3)看護職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための研修を定期的実施する。
- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束の防止)

- 第14条 当事業所は原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止する。
- 二 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、ご本人又はご家族への説明同意を得て行う。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力をする。

- 三 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会を設置する。
- 四 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 二 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とするものである。
 - 三 職員の資質向上のために、採用時及び年4回の定期研修を確保する。
 - 四 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 五 連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年11月15日から施行する。

この規程は、平成28年1月4日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月13日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日より「介護予防運営規程」と合わせて「(介護予防)訪問看護運営規程」とし施行する。

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月3日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2020年11月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規定は、2021年11月1日から施行する。

この規定は、2021年11月20日から施行する。

この規定は、2022年4月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。

この規定は、2023年8月1日から施行する。

この規定は、2024年6月1日から施行する。